

大館市農業委員会総会議事録

令和2年8月7日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和2年8月7日（金）午後2時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	佐々木 金義			
	次長	佐藤 正樹			
	係長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	3番	阿部 重信		4番	斎藤 重春
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 20 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 21 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 22 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
議案第 42 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 43 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
議案第 44 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 45 号	農地転用事業計画変更承認申請書の送付について
議案第 46 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 47 号	小委員会所属委員（案）の選任について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名全員の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 3 番 阿部 重信 委員、議席番号 4 番 斎藤 重春 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(7月総会～8月総会)について
- ・報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知

について

- ・報告第 21 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

- ・報告第 22 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 42 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門
内訳は、14 ページのNo.58 から 15 ページのNo.62 までの 5 件で、面積は田が 5,582 m²、畑が 7,864 m²、面積合計は 13,446 m²となっております。

譲受の事由は、すべて「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 5 ページまでに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 42 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 42 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 43 号『農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

16 ページをお開き願います。

議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 2 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、17 ページのNo.2 の 1 件で、地目は田、転用面積は 36.3 m²です。

転用の内容ですが、再生可能エネルギーのプロデュース、メンテナンス、講演を行う申請人が、所有する農地に「営農型太陽光発電設備」を設置しようとするものです。

営農型太陽光発電というのは、太陽の光を発電と農業生産とで共有する取り組みで、具体的には、発電事業を行いながら太陽光パネルの下の農地で作物を栽培するというものです。

設備については、仮設工作物という取り扱いになりますので、一時転用と

いうこととなります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第4条第6項第1号及び第2号に規定する立地基準についてですが、申請地は市立山瀬小学校の北東、約300m地点に位置し、良好な営農条件を備えている農地であることから第1種農地と判断されます。

そのため、原則として許可することができない農地ですが、今回の案件に関しましては不許可の例外として、仮設工作物の設置の一時的な利用に供するために行うものに該当します。

また、法第4条第6項第3号から第7号までに規定する一般基準についてですが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断しますので、問題は無いものと考えます。

No.2の位置図及び配置図は18、19ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.2の現地調査の結果を議席番号2番の石山 元一 委員よりご報告願います。

2番

2番の石山 元一です。

議案第43号のNo.2につきまして、去る7月29日に 渡邊 久留美 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は18ページの位置図になります。

この場所は、国道7号を大館方面から鷹巣方面へ進み、田代大橋をすぎて200mほど進み、左折して市道下岩瀬線を150mほど進み、突き当たった農道を左折し、300mほど進んだT字路を再度左折した右側8枚目の田で、水稻が作付けされていました。

19ページの配置図にありますように、自己所有地を営農型太陽光発電設備として一時転用し、利用する計画であります。

転用期間は令和12年1月までの9年間で、転用面積は電力引き込み送電

設備（ $2\text{m} \times 8\text{m} = 16 \text{ m}^2$ ）、パネル設置用支柱杭 72 本分（ 20.3 m^2 ）合計 36.3 m^2 となります。

転用するにあたって、特段の造成は行わず、当該地の $3,048 \text{ m}^2$ のうちパネル設置面積は $35.6\text{m} \times 20.1\text{m} = 715.56 \text{ m}^2$ であり、両側の田とはそれぞれ 4.5m 程度離して設置することから、隣接地への影響はないものと考えます。

また、土地改良区でも隣接地の耕作者の同意があれば特段問題は無いものとしており、同意書も添付されておりました。

当該地の所有者と耕作者（利用権設定の認定農業者）による「営農型発電設備による下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」が提出されており、耕作者も同意の上であることを申し添えます。

以上のことから、本案件については特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、石山 元一 委員から現地調査の結果報告があった議案第 43 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 43 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 44 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

20 ページをお開き願います。

議案第44号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求めらる。

令和2年8月7日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門
内訳は、21 ページのNo.17 から 22 ページのNo.20 までの4件で、地目はすべて田で面積合計は3,671 m²になります。

まず、No.17 の転用の目的は、申請人が申請地を譲り受けて貸駐車場を整備しようとするものです。

事業計画によれば、駐車台数は26台分で、近隣の事業者や社員住宅、アパートで駐車場の需要があることから貸駐車場を整備して自身の生計の足しにするために申請したものです。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は市立大館東中学校の南、約150m地点に位置する市街地の区域内にある農地であり、都市計画法の規定する用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しますので、許可については問題ありません。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.17 の位置図及び配置図は23、24 ページに記載のとおりであります。

次に、No.18 の転用の目的は、現在、東京在住の申請人が定年退職を迎え、地元に戻って来るために、兄が所有する申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は釣田集落の北東に位置し、良好な営農条件を備えている農地で第1種農地と判断されます。

そのため、原則として許可することができない農地ですが、今回の案件に関しましては不許可の例外として、周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しますので、問題ありません。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、これについても問題は無いものと考えます。

No.18の位置図及び配置図は25、26ページに記載のとおりであります。

次に、No.19の転用の目的は、建築工事業、土木工事業などを行う申請人が申請地を譲り受けてモデルハウスを建築しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は市立比内公民館の北、約150m地点に位置する市街地の区域内にある農地であり、都市計画法の規定する用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しますので、許可については問題ありません。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.19の位置図及び配置図は27、28ページに記載のとおりであります。

次に、No.20の転用の目的は、申請人が申請地を譲り受けて貸駐車場を整備しようとするものです。

事業計画によれば、駐車台数は64台分で、近隣の事業者やアパートで駐車場の需要があることから貸駐車場を整備して自身の生計の足しにするた

めに申請したものです。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてありますが、申請地は市立大館東中学校の北、約100m地点に位置する市街地の区域内にある農地であり、都市計画法の規定する用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しますので、許可については問題ありません。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.20の位置図及び配置図は29、30ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.17、No.20の現地調査の結果を議席番号1番の渡邊久留美委員より、No.18、No.19の現地調査の結果を議席番号2番の石山元一委員よりご報告願います。

1番

1番の渡邊久留美です。

議案第44号のNo.17につきまして、去る7月29日に石山元一委員と事務局2名の4名で現地確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は23ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道大館十和田湖線を有浦方面から雪沢方面に向かい、市立大館東中学校の十字路を右折して市道下代野下町線を200mほど進み、右折して市道有浦区画10号線を30mほど進んだ右側農地で、地目は田、保全管理されておりました。

24ページの配置図にありますように、貸駐車場として利用する計画です。

用地造成につきましては、盛土を45cmほど行い、砕石敷きとする予定です。

東側は既存のコンクリート擁壁があり、北側、西側には新たにコンクリート擁壁を設置し、隣接地への土砂及び雨水の流出を防ぐこととしております。

南側は接続する市道有浦区画 10 号線の側溝で、雨水排水は砕石敷きによる地下浸透、自然流下としていますが、大雨時には南側へ多少の傾斜を設けることで市道側溝への流入を想定しています。

また、汚水・生活雑排水は発生せず、特に問題はないものと見てまいりました。

つづきまして、No.20 についてご説明いたします。申請地は 29 ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道大館十和田湖線を有浦方面から雪沢方面に向かい、市立大館東中学校の十字路を左折して市道下代野下町線を 100m ほど進んだ左側農地で、地目は田、保全管理されておりました。

30 ページの配置図にありますように、貸駐車場として利用する計画であります。

用地造成につきましては、盛土を平均 33cm ほど行い、砕石敷きとする予定です。

隣接地のある西側は既存のコンクリート擁壁があり、東側は市道下代野下町線の歩道との境に土留めがあります。

南側、北側には既存の市道側溝があり、雨水排水は砕石敷きによる地下浸透、自然流下としていますが、大雨時には南北市道側溝への流入を想定しています。

また、汚水・生活雑排水は発生せず、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

2 番

2 番の 石山 元一 です。

議案第 44 号の No.18 であります。申請地は 25 ページの位置図になります。

この場所は、市道水無扇田線を扇田方面から釣田方面へ直進し、釣田集落に入る手前 100m ほどの Y 字路を左折し、市道沖野扇田線を 60m ほど直進し

た左側農地で、保全管理されておりました。

26 ページの配置図にありますように、一般住宅を建設する計画であります。

用地造成につきましては、10 cm程度の盛土（岩ズリ、砕石）をし、周囲と同レベルとし、北側隣接住宅には既存の擁壁があり雨水、土砂の影響はなく、東側、南側は兄所有の農地であります。同レベルであり、雨水等の影響はなく、西側は市道側溝となっており大雨時は側溝放流も想定しております。

市道からの出入口は自費施行で可変側溝を 6m 入れ替えする予定であります。

また、当該地は上下水道が整備されており、汚水、生活雑排水についても特に問題はないものと見てまいりました。

つづきまして、No.19 についてご報告します。申請地は、27 ページの位置図になります。

この場所は、国道 285 号を扇田方面から比内総合支所方面へ進み、跨線橋を渡り右折、市道公民館通線に入り JR 花輪線南扇田踏切を渡り 200m ほど直進し右折、市道南丁団地線を 200m ほど直進し左折、市道学校通線を 50m ほど直進した左側農地で、保全管理されておりました。

28 ページの配置図にありますように、一般住宅（モデルハウス）を建築する計画であります。

用地造成につきましては、砕石盛土を約 10 cm行い、隣地と同レベルとします。

北側は市道学校通線の可変側溝があり、ここを出入口とし、東側、南側の隣地境界にも可変側溝が設置されております。

西側は隣地境界と同レベルで、また、北側へ勾配を設けていることから雨水、土砂の流出は無く、大雨時は市道側溝へ流入する計画であります。

汚水・生活雑排水は、公共下水道へ接続することになっており、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、渡邊 久留美 委員、石山 元一 委員から、現地調査の結果報告

があった議案第 44 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 44 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 45 号『農地転用事業計画変更承認申請書の送付について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

31 ページをお開き願います。

議案第 45 号 農地転用事業計画変更承認申請書の送付について
次のとおり、「農地法関係事務処理要領」第 4 の 6 の (3) のオの規定により農地転用事業計画の変更承認申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（承認・不承認）を求める。

令和 2 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

これは、令和 2 年 7 月 10 日付け指令農委第 5111 号で法第 5 条の所有権移転許可を受けた事案ではありますが、32 ページにありますように農地転用事業計画の変更申請が出されたものであります。

内容は、一般住宅を建築するという計画に変更ありませんが、事業計画者が 1 人であったものを夫婦 2 人にしようとするものです。

事業変更理由にありますとおり銀行から借り入するローンの変更にあたり奥さんを連帯債務者にする事になったため、法務局への所有権移転登記申請で登記人名義を夫婦 2 人にする必要が生じたことから、今回の事業計画変更となったものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 45 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 45 号について、原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり承認と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 46 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

33 ページをお開き願います。

議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 2 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

34 ページには、令和 2 年度農用地利用集積計画（第 5 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 315 から新 - 336 までの 22 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 2 件、3 年が 1

件、5年が2件、10年が14件、20年が3件で、地目は田が361,760.94㎡、畑が2,432㎡で、面積合計は364,192.94㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第46号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第46号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第47号小委員会所属委員（案）の選任についてを議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

36ページをお開き願います。

議案第47号 小委員会所属委員（案）の選任について

大館市農業委員会小委員会設置要領第3の規定に基づき、別紙のとおり各小委員会の所属委員を選任する。

所属委員の任期は、令和2年8月7日から令和3年7月19日までの期間とする。

令和2年8月7日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

37 ページには、大館市農業委員会小委員会について、総務、農業振興、農地調整の各小委員会の所属委員名簿（案）を記載しております。

小委員会の構成員については、第一地区から第六地区までの委員が均等になるよう振り分けたもので、恒例により任期中の3年間に輪番で各小委員会を受け持つことから、このような案としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第47号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第47号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

議長

他になければこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後3時20分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年8月7日

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 4 番

農地法第3条調査書

議案第42号 No.58	(所有権移転)・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市字象ヶ鼻・・・・・・ ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字象ヶ鼻・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市小館町・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行っており、今後は譲受(借)人が規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月30日、安部幸美 農業委員と伊藤昇 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第42号 No.59	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市十二所字中野・・・・・・ほか・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市十二所字川端・・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市十二所字川端・・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月30日、畠山繁司 農業委員と糸屋由衛門 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第42号 No.60	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市粕田字上羽立東・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市花岡町字繫沢・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市粕田字上羽立東・・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っている農地であり、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月3日、浅利瑞穂 農業委員と藤盛久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第42号 No.61	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市白沢字白沢・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 秋田市川尻新川町・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市白沢字白沢・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っている農地であり、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月3日、浅利瑞穂 農業委員と藤盛久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第42号 No.62	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市白沢字白沢		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		秋田市川尻新川町 . . .	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市白沢字白沢 . . .	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っている農地であり、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、8月3日、浅利瑞穂 農業委員と藤盛久登 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)